

徳島県個人情報保護審査会答申第134号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成31年2月21日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H〇年に私と県及び国（〇〇漁協）の漁業権に関する協議に経緯経過が分かる書類全部（平成〇年〇月〇日の協議書）漁業調整課」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成31年3月7日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を取得しておらず保有していないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成31年3月19日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和元年8月22日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

おう
枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

条例第20条第3項の規定により次のとおり拒否と決定したが、私と協議した中の経緯経過を示す書類の開示を拒否するのはおかしい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、〇〇川の水面下に登記されている土地の相続人の一人であり、当該河川に現に設定されている〇〇漁協の内水面第一種共同漁業権の一部解除を県に対して求めている。平成〇年〇月〇日に審査請求人との間で、平成〇年〇月〇日に〇〇川の漁業権に関する話をした際の協議書の開示を求めるとの話があり、個人情報開示請求書の提出がなされた。
- (2) これを受け、当該文書の検索を行ったが、実施機関では開示請求文書の存在を確認できなかった。
- (3) 以上により、実施機関では開示請求文書を取得しておらず、また作成もしていないため、条例第15条第2号の「開示請求に係る個人情報を保有していないとき。」に該当するため、条例第20条第3項により開示請求拒否とした。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、審査請求人が、平成〇年〇月〇日に漁業調整課の職員と〇〇川の漁業権に関する協議をしたと主張していることから、その際に提出した「協議書」に類する書類又は漁業調整課が作成した同日の協議内容を記した書類であると解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関によると、漁業調整課による文書検索の結果、平成〇年〇月〇日に審査請求人から提出された「協議書」に類する書類は発見されず、漁業調整課が同日の協議内容を記した書類を作成した事実もないことから、本件請求に係る保有個人情報は存在しないとのことである。

イ 審査請求人は、平成〇年〇月〇日に漁業調整課の職員と〇〇川の漁業権に関する協議をしたと主張するが、そのことを証明できる客観的な証拠は示されていないことから、審査請求人の意見を採用することはできない。

ウ また、漁業権を免許するのは都道府県知事であることから、国と協議する必要もないため、本件請求に係る個人情報を保有していないとする実施機関の説明に、特段、不合理な点はなく、本件請求に係る保有個人情報について、文書を取得しておらず保有していないため、不存在であるとして行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年8月22日	諮問
令和4年3月11日	審議（第140回審査会）
同 年5月13日	審議（第141回審査会）
同 年6月10日	審議（第142回審査会）

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士，税理士	
松 永 満佐子	四国大学名誉教授	会 長